令和８年（フ）第４３７号
静岡県浜松市浜名区尾野1091番地の12
債務者　河合　舞香
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　健一
4　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第７７７４号
東京都江東区海辺18－５　グランメールＫ201
債務者　杉浦　　優
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中江　民人
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６１４号
横浜市戸塚区上矢部町1213番地５　エステート西ノ台204号
債務者　堀場　博史
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　史郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月８日午後１時10分
6　免責意見申述期間　令和９年２月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７５５号
川崎市宮前区宮崎１丁目６番地12　ライオンズマンション　101
債務者　井上　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　裕一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月３日午後１時20分
6　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４３２号
静岡県浜松市中央区元浜町175番地　ビアン・カリテ302号室
債務者　林　　佑輔
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上亜喜央
4　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月10日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月10日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１９５７号
東京都立川市羽衣町２丁目41番８号
債務者　吉田　浩司
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　慎治
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９５８号
東京都あきる野市油平24番地14
債務者　吉田　繁雄
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　慎治
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３８号
宮崎県小林市堤3147―13、住民票上の住所宮崎県都城市高崎町縄瀬3421番地７
債務者　川東　正一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　幸治
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　一般調査期間　令和９年１月４日から令和９年１月12日まで
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期間の満了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第３８４号
宮崎県児湯郡川南町大字川南21986番地27
豊原住宅　208号
債務者　松浦　史哉
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　達満
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３８５号
宮崎県児湯郡川南町大字川南21986番地27
豊原住宅　208号
債務者　松浦百合子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　康朗
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５１７５号
大阪市大正区鶴町１丁目14番５号
債務者　福永　美優
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島　　俊公
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３７５号
大阪府茨木市若草町12番１号の２
債務者　大新工業こと　新木　大作
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　隅田　　唯
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８３号
宮崎県延岡市本町２丁目３番地２
債務者　豊田　厚雄
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　明三
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第５１６４号
大阪府東大阪市中鴻池町３丁目８番１―309号
債務者　譽田　章太
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　得田　英伺
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第３４７号
函館市上野町34番31号　クリアポート４１―Ｃ
債務者　山本　諒紀
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４１９号
函館市日吉町２丁目32番23号
債務者　加藤　　昇
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４４１号
函館市神山３丁目３番17号
債務者　松川　英伸
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
函館地方裁判所